

福知山市有機 J A S 認証新規取得支援事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和 4 年 7 月 4 日

福知山市有機 J A S 認証新規取得支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、有機 J A S 認証を新規に取得する農業者等に対し、予算の範囲内において福知山市有機 J A S 認証新規取得支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、福知山市補助金交付規則（昭和 2 8 年福知山市規則第 5 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 農業者等 農業者、農事組合法人、農産物の生産を行う法人その他農業者の組織する団体をいう。
- (2) 有機 J A S 認証 日本農林規格等に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 7 5 号）第 2 条第 3 項に規定する登録認証機関（以下「登録認証機関」という。）が、有機農産物の日本農林規格（平成 1 2 年農林水産省告示第 5 9 号）に適合した方法で農産物の生産を行っている農業者に対し、有機 J A S マークの使用を認めることをいう。

(補助対象者)

第 3 条 補助金の交付対象となる者は、市内に居住又は事業所のある農業者等であつて、有機 J A S 認証を取得するものとする。

(補助対象事業)

第 4 条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、新たに有機 J A S 認証を取得するために要する調査、申請、検査等に係る事業とする。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費とする。

(補助金の額等)

第 6 条 補助金の額は、補助対象経費に 2 分の 1 を乗じて得た額（1, 0 0 0 円未満の端数は、これを切り捨てるものとする。）とし、1 申請につき 4 0, 0 0 0 円を限度とする。

2 補助金の交付回数は、1 補助対象者につき、1 回とする。

(事業期間)

第 7 条 本事業の交付対象となるのは、この要綱の施行の日から令和 9 年 3 月 3 1 日までに実施した事業とする。

(補助金の申請)

第 8 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、福知山市有機 J A S 認証新規取得支援事業補助金交付申請書を市長に提出しなければならない。

(交付の決定)

第9条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査の上、その結果を福知山市有機JAS認証新規取得支援事業補助金交付（不交付）決定通知書により申請者に通知するものとする。

(交付申請の変更等)

第10条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、同条の規定により補助金の交付の決定を受けた補助対象事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに補助金交付変更等申請書に關係書類その他市長が認める書類を添えて、市長に申請し、承認を受けるものとする。ただし、軽微な変更である場合については、市長と協議し、その指示に従うものとする。

2 前項に規定する申請に対する審査及び通知については、前条の規定を準用する。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに福知山市有機JAS認証新規取得支援事業補助金実績報告書に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 有機JAS認証を取得したことが分かる書類
- (2) 補助対象経費の内容が分かる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による実績報告書を受けたときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金の額の確定通知を受けた補助事業者は、当該の確定通知書の写しを添えて、所定の請求書により補助金を請求するものとする。

2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

(補助金の交付の取消し及び返還)

第13条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更するとともに、既に補助金が交付されているときは、その全部又は一部の返還を命じることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が不相当と認めるとき。

(書類の保存等)

第14条 補助事業者は、当該補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を補助金の交付を受けた年度終了後10年間保存しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、申請書、通知書等の様式その他この事業に必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年7月4日から施行し、令和4年度から適用する。